

一般競争入札における入札時V E方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市が発注する建設工事(以下「工事」という。)において、建設業者から施工方法等に関する提案を募集し民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコストの縮減を図るため、「浜松市一般競争入札要領」の制定(平成6年4月1日施行)による入札参加資格確認資料の提出に併せて施工方法等に関する提案を募集する入札時V E方式について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札時V E方式の対象とする工事は、一般競争入札の対象工事であって比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進展が著しい工事又は施工方法等に関して入札参加希望者が固有の技術を有する工事で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものの中から、工事担当課長が選定し、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会において指定する。調達課長は、指定された工事を工事担当課長に通知するものとする。

(募集手続)

第3条 入札時V Eの募集は、入札公告により入札時V Eを採用する工事の入札説明書、設計書、仕様書及び図面(以下「標準案」という。)の内容について、これと異なる施工方法等に関する提案(以下「V E提案」という。)を求める旨を明示することにより行うものとする。

(提案を求める範囲)

第4条 V E提案を求める範囲は、施工方法等であって、原則として従来一般的には設計図書において指定されてきたもののうち、コスト縮減が可能となる技術提案を期待できるもので民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から工事特性に応じて定めることとし、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。ただし、施工方法等の変更に起因して工事目的物の変更を伴うことが想定される場合は、必要と認める範囲で工事目的物の変更を含めることができるものとする。

2 V E提案を求める工事におけるV E提案の範囲は、別に設置する入札時V E提案判定会の審査を経て決定するものとする。

(提案を求める部分の位置付け)

第5条 V E提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

(提案の提出方法)

第6条 V E提案に基づき施工しようとする入札参加希望者は、その内容を明示した施工計画を提出するものとする。ただし、この施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合は、標準案による施工計画を併せて提出することが

できるものとする。

2 標準案に基づいて施工しようとする入札参加希望者は、標準案による施工計画を提出するものとする。

(資料作成説明会)

第7条 工事担当課長は、必要があると認めるときは、V E 提案に係る資料作成説明会を開催することができるものとする。

(資料のヒアリング)

第8条 工事担当課長は、必要があると認めるときは、V E 提案に係る資料のヒアリングを実施することができるものとする。

(提案の審査)

第9条 V E 提案及び標準案に基づく施工計画(以下「V E 提案等」という。)の審査は、入札時V E 提案判定会において行う。

2 V E 提案に基づく施工計画の審査に当たっては施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を評価するものとし、標準案に基づく施工計画の審査に当たっては施工の確実性、安全性等を評価するものとする。

3 一の入札参加希望者がV E 提案及び標準案に基づく施工計画を併せて提出した場合において、V E 提案に基づく施工計画が適正であると認められたときは、標準案に基づく施工計画の審査は行わないものとする。

(提案の採否の通知)

第10条 V E 提案等の採否は、入札参加資格の確認の通知に併せてV E 提案を提出した入札参加希望者にV E 提案採否通知書(様式第2号)により通知するものとし、V E 提案が適正と認められなかった場合はその理由を記載するものとする。

2 V E 提案及び標準案の両方を提出した入札参加希望者に対して標準案に基づく入札参加資格の確認を行う場合も、V E 提案が適正と認められなかった理由を記載したV E 提案採否通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(提案の否認に対する説明等)

第11条 前条の規定に基づきV E 提案が適正と認められない旨通知を受けた者は、発注者に対し通知の日から7日以内に説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面(様式自由)を持参することにより行うものとし、郵送によるものは受け付けないものとする。

第12条 発注者は、前条の規定に基づき説明を求められた場合は、7日以内に書面により回答するものとする。

(入札公告及び入札説明書に明示する事項)

第13条 提案を募集する場合においては、入札公告及び入札説明書に次の事項を加える。

(1) 入札公告

ア 当該工事が、入札時V E 方式の施行工事であること。

イ VE提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画を提出すること。この施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思があるときは、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

ウ VE提案等の採否については、入札参加資格の確認の通知に併せて通知すること。

エ 資料説明会を実施すること。(資料説明会を実施する場合)

オ 資料のヒアリングを実施すること。(資料のヒアリングを実施する場合)

(2) 入札説明書

ア (1)の内容の詳細

イ VE提案等は、入札参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たって、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を評価すること。

ウ VE提案等の採否については、入札参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すこと。また、VE提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく入札参加資格の確認を行なう場合も、VE提案が適正と認められなかった理由を付すこと。

エ VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。

オ VE提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。

カ VE提案に要する提案書等の様式

(その他)

第14条 この要領の運用については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

様式1号

提出日 平成 年 月 日

入札時V E 提案書

発注者

提案者

住所

氏名

入札時V E 提案書を提出します。

工 事 名 工事場所 入札予定日		連絡者 氏名 TEL FAX	
------------------------	--	-------------------------	--

入札時V E 提案の概要

番号	項 目 内 容	概算低減額(千円)

注) 記入欄が不足する場合は、提案の概要部分のみを別紙として添付してください。

様式 1 - 1 号

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と入札時 V E 提案の内容の対比

(現状)

(改善案)

(2 提案理由)

(3) 入札時 V E 提案の実施方法 (材料仕様・施工要領等を記入)

- 必要に応じて、施行要領図、構造計算書を添付

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式 1 - 2 号

番号		項目内容	
----	--	------	--

入札時 V E 提案による概算低減額及び算出根拠

(現状)	(改善案)

注) 必要に応じて、算出根拠の裏付けとなる数量計算表、単価根拠(見積書、工事算定書)を添付するものとする。

様式 1 - 3 号

番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有権の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

入札時 V E 提案が採用された場合に留意する事項 (提案内容の公表に係る所見等)

